

社会福祉法人菊清会 幼保連携型認定こども園
みんなのとおぼこども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人菊清会
事業者の所在地	東京都八王子市中野町 2517-2
事業者の連絡先	042-623-1509
代表者氏名	理事長 伊藤直樹

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	みんなのとおぼこども園							
所在地	神奈川県相模原市緑区東橋本 1-19-12							
連絡先	(電話番号) 042-770-1609 (FAX番号) 042-770-1619							
施設長氏名	田中眞里子							
開設年月日	2013年4月1日 (こども園転換 2019年4月)							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	5人	15人	15人	15人	15人	15人	
	(1号)				2人	2人	2人	86人
当園の基本理念・方針	<p>《理念》平和・共に生きる（共生）自立支援・子育て支援 「子どもが子どもらしく生きる」</p> <p>《教育及び保育の方針》</p> <p>未来の創り手となるための資質と能力を育むため、子どもと保育教諭が共に生活環境を創造しながら、子どもの気持ちを尊重し主体性を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観の中で、お互いを認め合い「一人ひとりの個」が育つ、子どもの群れの中で生活する。 ・子どもの主体的な活動を保障する。 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの特性に応じた教育保育を保障する。 ・乳児期から幼児期の連続性。そして小学校との接続を大事にする。
教育及び保育の目標	<p>子どもが今をよく生き、未来を作り出す基礎を養うために育みたい資質と能力</p> <p>三つの柱 「知識および技能の基礎を養う。」</p> <p>「思考力・判断力、表現力などの基礎を養う」</p> <p>「学びに向かう力、人間性を養う」を基に子どもや保護者、地域に対して、こども園の特性や保育教諭等職員の特性を生かして、その支援にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども主体の保育 ・生きる力、創造する力を蓄える。 ・自己を十分発揮しながら、他と協調することができる自我を育てる。
	<p>保育環境の構成と保育の創意工夫をし、子どもの豊かな表現と創造性を培うことを基本として、子どもの主体で豊かな生活と自発的な活動が保障され、主体的・対話的で深い学びができるような保育・教育をするために</p> <p>異年齢児保育・・・一人ひとりの発達連続性を考え丁寧に保育する。</p> <p>見守る保育・・・一人ひとりの発達の段階を振り返り適切に援助する。</p> <p>選択する保育・・・子どもの個性や価値観を尊重し、それぞれの個性を伸ばす。</p> <p>関りを大切にした保育・・・個々の違いを認め協動的学びを意図する。</p>
教育及び保育の環境	<p>日々、子どもの生活が豊かになるように保育教諭等の意図を盛り込み環境を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自らが関ることができる環境 ・安全で保健的な環境 ・温かな雰囲気と生き生きした活動の場、との関りを育める場 ・様々な人と関わりながら生活できる環境を整える。 ・日本の伝統行事を含め、生活に変化を与える行事（ハレ）を大事にししながら、日々の生活が充実したものになるようにする。

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	77,112 m ²
	園庭	260,25 m ²
園舎	構造	(例) 鉄筋コンクリート陸屋根 2階建て
	延べ	552,49 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	74.83 m ²
保育室	2室	102.4 m ²
ランチルーム併保育室	1室	51.30 m ²
調理室	1室	22.65 m ²
調乳室	1室	7.38 m ²
沐浴室	1室	5.10 m ²
幼児用トイレ	2室	34.65 m ²
医務室	1室	5.63 m ²
事務室	1室	14.91 m ²
設備の種類		プール、冷暖房

(5) 職員体制 (令和6年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主幹保育教諭	1人	1人		
保育教諭	16人	11人	5人	
栄養士	2人	2人	人	
調理員	1人	人	1人	
保育補助				
事務	1人		1人	
子育て支援担当	1人		1人	
看護師	1人		1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育標準時間認定	教育標準時間	午前 9時00分～午後1時半
	時間外保育時間	午前7時～8時半 13時半～19時 (別途料金)
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	
	夏季・冬季・年度初めと終わりの休業日	
	その他、災害等で園長が決めた日	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～18時00分 (11時間)
	保育短時間	午前 8時30分～16時30分 (8時間)
延長保育 *0歳児は普通食になっ てから利用可能	保育標準時間	朝： 夕： 18時00分～ 20時00分
	保育短時間	朝： 7時00分～8時30分 夕： 16時30分～20時00分
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～20時00分
	土曜日	午前 7時00分～19時00分 土曜保育は利用申請が許可された場合に限る
休業日	日曜日・祝日・その他災害等で園長が決めた日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担と給食食材費
上乗せ徴収	幼児(3号)給食食材費 1か月 5,700円
	幼児(1号)給食食材費 1ヶ月 4,310円
	延長保育料 月定期 18時半 2500円・19時 4,000円・ 20時 5000円
	時間 6時半まで 15分 150円 6時半からは 15分 200円

	おむつ処理代金 1 か月 200 円		
実費徴収	カラー帽子(初めは園にて購入)	1 枚	990 円
	パスカード紛失時	1 枚	1760 円
	保育参加給食費	1 食	375 円
	パンツ(買い取り)	1 枚	300 円
1号認定のみ	カラー帽子	1 枚	990 円
	その他教材費	随時	
	コットマット	午睡をする場合	1550 円
1号預かり保育料	月極 朝7時～	月 2,000 円	1時間 100 円
	朝8時～	月 1,000 円	
	夕4時まで	月 2,500 円	
	夕5時まで	月 3,500 円	
	夕6時まで	月 4,500 円	
	夏季月極1ヶ月	5,000 円	
	春季1週間冬季1週間	1,500 円	
	春・夏・冬1日	500 円	

ゆうちょ銀行より利用料・給食食材費を園の口座に自動払込みされます。

(利用料・給食費・おむつ処理代)

自動払込み毎月10日(再払込み20日)払込み手数料(10円)は園負担とする

その他の保護者の実費徴収は、ラインのエンペイにて請求の通知をします。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に準じ、事業の特性に留意して、利用する子どもの心身の状況に応じて全ての子どもに教育・保育を提供する。

(9) 食事の提供方法等

・自園調理をし、全年齢完全給食です。

- ・保育を行う日には、毎日食事の提供を行う。(行事により提供しない日もある)
- ・行事によりお弁当をお願いすることもある。
- ・アレルギーを持つお子さんについては栄養士・担任等で面談を行い、除去食の提供を行います。(診断書・生活管理指導表等の提出が必要)

(10) 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 1 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。
- 2 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市各区の子育て支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する。
- 3 職員は入所児に対し次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- 1、 殴る・蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある行為
- 2、 合理的範囲を超えて長時間一定の姿勢を取るよう求める行為および適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- 3、 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなど
- 4、 強引に引きずるように連れていく行為
- 5、 食事を与えないまたは無理に食べさせる
- 6、 入所児の年齢および健康状態からみて必要と考えられる睡眠を与えない。
- 7、 乱暴な言葉かけ（呼び捨て・怒鳴る）やけなす言葉を使い心理的な苦痛を与えること
- 8、 本園を退所させる旨、脅かす等の言葉による精神的な苦痛を与えること

9、 性的な嫌がらせをすること。

10、 無視する行為

(11) 年間行事予定

月	行事内容
4月	いっぽの日・とっぽで遊ぼう春・交通安全教室
5月	内科健診・歯科検診・個人面談開始・プラネタリウム見学(5)
6月	個人面談・お楽しみ会・SDGs活動(5)
7月	個人面談・プール開き・七夕・七夕送り・とっぽで遊ぼう夏
8月	
9月	震災を考える日・プール閉め
10月	秋の遠足(2歳児から5歳児) 資源講座・
11月	とっぽで遊ぼう秋・内科検診・SDGs活動(5)
12月	クリスマス会・お餅つき・歯科健診
1月	防犯訓練・おじいちゃん・おばあちゃんと遊ぼう
2月	節分・とっぽで遊ぼう冬・コマ回し大会・お別れ遠足
3月	ひなまつり・お別れ会・卒園式

毎月・誕生会・身体測定(幼児は2か月に一回・0・1・2歳児毎月)・災害訓練

0歳は2ヶ月に1度・1歳は年4回健診日あり 保育参加期間5月~12月

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【1号・2号・3号認定子ども(認定)】

利用者の決定	1号認定の子どもについては11月に園で受付し、面談選考後に園長が入園を決定する。 2・3号認定の子どもは市が行う利用調整による。
	1・2・3号共に園と直接契約をする。
退園理由	・1号2号3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(13) 嘱託医

医療機関の名称	サザン小児科クリニック
医院長名	若尾 順子
所在地	相模原市緑区南橋本 1-17-17
電話番号	042-700-3334

嘱託歯科医

医療機関の名称	戸倉歯科医院
医院長名	戸倉 瑞木
所在地	相模原市中央区矢部 1-8-1
電話番号	042-752-2391

薬剤師（年 2 回の環境調査）

名 前	蓮池 直輝
所 在 地	相模原市中央区相模原 4-6-1 1
電 話 番 号	0 4 2 - 7 0 4 - 8 1 6 7

（ 1 4 ） 緊急時における対応方法

マニュアルにより対応する
全体的場合 ユニファのルクミーアプリによる連絡

【管轄する消防署】

消防署名	北消防署
所在地	相模原市緑区橋本 4-16-6
電話番号	042-774-0119

【管轄する警察署】

警察署名	北警察署
所在地	相模原市緑区西橋本 5-4-25
電話番号	042-700-0110

（ 1 5 ） 非常災害対策

防火管理者	田中真里子
消防計画届出年月日	平成 29 年 4 月 1 日
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月 1 回実施
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・避難梯子

避難場所	第二避難場所 東橋本公園 ・ 第三避難場所 近隣の小・中学校
緊急時の連絡手段	ユニファのルクミーアプリ 災害伝言ダイヤル（171）

（16）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	山崎 勇太	
相談・苦情解決責任者	田中 眞里子	
第三者委員	柴田 洋平	03-5336-3390

【要望・苦情等への対応方法】

苦情解決規程による。 ご意見箱の設置

（17）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険（生産物・建築物）
保険の内容	対人対物賠償
保険金額	最高1億円

●市内の保育園等では、保育所等で起こった怪我などに対して医療費等の給付（災害共済給付）を行う「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に加入しています。

（18）個人情報の取り扱い

個人情報保護規程による

（19）業務の質の評価

施設自己評価をホームページに公表
 保護者によるアンケートを実施・公表
 職員の内部外部研修を随時実施（詳細は事業報告に記載）

（20）地域への育児支援

園庭開放、子育て相談・栄養相談・みんなの広場・子育て講演会・一時預かり事業の実施等